

06 ふるさと納税で芦屋町を応援

ふるさと納税とは

●個人が、地方公共団体に対して2,000円を超える寄付を行った時、住民税や所得税から一定の控除を受けられる制度です。

●5,000円以上、寄付していただいた方には芦屋町からお礼の品を進呈させていただきます。

皆さまからのご支援を、心よりお待ちしております。

申し込み・問い合わせ

芦屋町 企画政策課 総合政策係

TEL 093-223-0881(代)

〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

寄付の手続きと流れ

まずはお申し込みください。

お申し込み方法

電話、FAX、電子メールなどからお申し込みください。町HPから申込書をダウンロードできます。

ご入金方法

町専用納付書、金融機関でのお振込みなどご都合のよい方法でご入金方法をお選びください。

芦屋町から送られた納付書などで寄付金のご入金をお願いします。

芦屋町から寄付金受領証明書を送付します。また5,000円以上の寄付をしていただいた方には寄付金額に応じて、お礼の品をお贈りします。

確定申告をすることにより、所得税・個人住民税から一定の控除を受けることができます。

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要です(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

ふるさと芦屋を元気にする寄付の対象メニュー

芦屋釜に代表される歴史文化や、まちの中央を流れる遠賀川と白砂青松の海岸線など、風光明媚な自然環境を後世に引き継ぐとともに、活力ある協働のまちづくりをすすめるため、ふるさとへ思いを持つ人々が貢献できるように、対象事業を設けています。

1) 自然環境の保全や生活環境の充実

松林の保全、響灘に面する海岸など美しい環境を保全する事業などに活用します。

2) 産業や観光の振興

地産地消の拡大や地域ブランド化などの支援、町の賑わいの場となる観光資源を創出する事業などに活用します。

3) 医療や福祉の充実

安心して暮らせるまちづくりのために、地域医療や子育て、高齢者、障がい者などの福祉の充実に関する事業などに活用します。

4) 教育や文化の振興

子どもたちの確かな学力を養い、「芦屋の子は芦屋で育てる」をスローガンに特色ある教育環境の整備のための事業などに活用します。

5) あしや花火大会事業

大正時代から始まった伝統あるあしや花火大会事業に活用します。

6) 茶の湯の名器、芦屋釜の復興

芦屋鋳物師の養成や芦屋釜復興のための事業に活用します。

7) その他

上記のメニュー以外、または使途を町に一任する場合。



5万円以上寄付いただいた方には芦屋釜の里 制作の工芸品(写真)を進呈します。(工芸品は毎年変わりますのでご期待下さい)

芦屋町

| 製 作 | 平成 28 年 1 月

芦屋町 企画政策課

〒807-0101 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

TEL : 093-223-0881(代) FAX : 093-223-3927

URL : <http://www.town.ashiya.lg.jp/>